

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|--|----|
| <p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069 沿革 (略) 沿革 <u>平成30年8月9日 一部改正</u></p> | <p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069 沿革 (略)</p> | |
| <p>第1条～第7条 (略)</p> | <p>第1条～第7条 (略)</p> | |
| <p>(回収金の配分及び回収費用の負担における比率)</p> <p>第8条 日本貿易保険は、貿易一般保険、限度額設定型貿易保険、簡易通知型包括保険又は中小企業・農林水産業輸出代金保険の各約款に規定する回収金の配分につき、充当すべき債権を指定し、当該債権について、無付保部分が含まれている場合には、次の算式に基づいて日本貿易保険が取得すべき回収金を算出する。なお、本条に定める各約款に規定する控除利息がある場合は、日本貿易保険は、回収金から取得した額を上限として控除利息を被保険者に支払う。</p> <p>回収金（無付保部分に係るものを含む。）× {支払保険金額（前条第1項第1号の規定を準用し、支払保険金額に費用に相当する金額が含まれている場合は、当該費用に相当する金額を除く。以下この条において同じ。）／対外未回収額（本項に定める各約款に規定する未回収額について、前条第1項第3号を準用したものをいう。以下この条において同じ。}}</p> <p>2 前項に定める各約款に規定する回収費用の負担（<u>権利行使等の委任を解除</u>するに際し、回収費用の総額が回収金の総額を超過する場合の回収費用の負担を除く。）につき、日本貿易保険は、無付保部分が含まれている場合には、次の算式に基づいて日本貿易保険が負担すべき回収費用を算出する。なお、次の算式における回収費用に関し、各約款に定める輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物の処分に係る回収費用については、当該貨物を処分することにより取得した金額又は取得し得べき金額を上限とする。</p> <p>回収費用（無付保部分に係るものを含む。）× {支払保険金額／対外未回収額}</p> | <p>(回収金の配分及び回収費用の負担における比率)</p> <p>第8条 日本貿易保険は、貿易一般保険、限度額設定型貿易保険、簡易通知型包括保険又は中小企業・農林水産業輸出代金保険の各約款に規定する回収金の配分につき、充当すべき債権を指定し、当該債権について、無付保部分が含まれている場合には、次の算式に基づいて日本貿易保険が取得すべき回収金を算出する。なお、本条に定める各約款に規定する控除利息がある場合は、日本貿易保険は、回収金から取得した額を上限として控除利息を被保険者に支払う。</p> <p>回収金（無付保部分に係るものを含む。）× {支払保険金額（前条第1項第1号の規定を準用し、支払保険金額に費用に相当する金額が含まれている場合は、当該費用に相当する金額を除く。以下この条において同じ。）／対外未回収額（本項に定める各約款に規定する未回収額について、前条第1項第3号を準用したものをいう。以下この条において同じ。}}</p> <p>2 前項に定める各約款に規定する回収費用の負担（<u>回収を終了するに際し</u>、回収費用の総額が回収金の総額を超過する場合の回収費用の負担を除く。）につき、日本貿易保険は、無付保部分が含まれている場合には、次の算式に基づいて日本貿易保険が負担すべき回収費用を算出する。なお、次の算式における回収費用に関し、各約款に定める輸出等不能貨物又は代金回収不能貨物の処分に係る回収費用については、当該貨物を処分することにより取得した金額又は取得し得べき金額を上限とする。</p> <p>回収費用（無付保部分に係るものを含む。）× {支払保険金額／対外未回収額}</p> | |

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|--|----|
| 第9条～第11条 (略) | 第9条～第11条 (略) | |
| <p><u>(権利行使等の委任の解除及び回収に努める義務の免除の基準)</u></p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、各約款に従い日本貿易保険は、代位債権等について回収が困難である又は回収に係る権利を行使することが困難であるものと判断する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 その他、回収が困難である<u>又は回収に係る権利を行使することが困難であると日本貿易保険が判断する場合。</u></p> <p>2～3 (略)</p> | <p><u>(終了認定)</u></p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、各約款に従い日本貿易保険は、代位債権等について回収が困難である又は回収に係る権利を行使することが困難であるものと判断する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 その他、回収が困難であると日本貿易保険が判断する場合。</p> <p>2～3 (略)</p> | |
| <p>第13条～第19条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成30年10月1日から実施する。</u></p> | 第13条～第19条 (略) | |